

豊山町
パートナーシップ
ファミリーシップ
宣誓制度
ガイドブック



令和4年9月

目次

1	はじめに	【 P 2 】
2	豊山町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは	【 P 2 】
3	制度を利用できる方	【 P 3 】
4	手続	【 P 4 】
5	届出に必要なもの	【 P 5 】
6	証明書の再交付・変更・返還	【 P 6 】
7	Q & A	【 P 7 】
8	パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱	【 P 9 】

1 はじめに

豊山町では、誰にとっても住んでいることが心地よく感じられ、一人ひとりが輝いていられるまちづくりを進めています。

その実現に向け、多様性を認め合い、誰もが希望を持って活躍できるダイバーシティ社会を目指すため、令和4年4月、第3次とよやまレインボープランを策定しました。

SOGI（性的指向や性自認、どのような性表現をするのか）に関わらず、誰もが大切なパートナーや家族とともに安心して暮らすことのできるよう、多様な生き方、家族の形を応援していくため、町では、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を導入します。

この制度の導入を契機として、お2人やご家族のさまざまな不安や困難が解消されるとともに、誰もが個人として尊重されるまちを目指します。

2 豊山町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは

一方又は双方が性的少数者である2人が、互いを人生のパートナーとして尊重し、継続的に協力し合う「パートナーシップ関係」であることを宣誓し、町が「証明書」を発行する制度です。

また、宣誓をした人に、家族として暮らしている未成年の子どもがいるとき、その子どもも家族である「ファミリーシップ関係」として証明します。

今後、民間企業において、証明書・証明カードを活用できるサービスが増えるよう、啓発活動を推進していきます。

3 制度を利用できる方

パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をするには、以下の要件を全て満たす必要があります。

- 民法第4条に規定する成人（満18歳）に達していること
- 双方又はいずれか一方が豊山町民であること、又は豊山町への転入を予定していること
- 結婚していないこと
- 他の人とパートナーシップの関係にないこと
- 当事者同士が近親者でないこと
※養子縁組の場合を除きます。
- ファミリーシップ宣誓をしようとする場合は、一方又は双方と未成年の子との生計が同一であること

4 手続

1 事前予約

○企画課企画・広報グループで宣誓日時の事前調整と必要書類の確認を行います。

TEL:0568-28-0913 E-mail: kikaku@town.toyoyama.lg.jp

※宣誓日時はご希望に添えない場合があります。



2 宣誓

○予約した宣誓日時に、必ず2人そろってお越しください。

○手続は、個室で対応します。

○必要書類を持参してください。



3 内容確認

○申請書類が要件を満たしているかを確認します。



4 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等の交付

○要件を満たしている場合、証明書、証明カードを交付します。

※交付には最大1週間程度かかりますので、ご了承ください。



5 記載内容に変更等があった場合

○変更内容の届け出をしてください。

5 届出に必要なもの

宣誓には、以下のものが必要になります。

① パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書

- 様式は、役場窓口にあります。
- 町ホームページからもダウンロードできます。
- ※宣誓書は、ご自身で記入していただきます。

② 住民票の写し

- 宣誓日から3カ月以内に発行されたものを提出してください。本町に転入予定の方は、アパートの契約書など、転入予定の事実がわかる書類が必要です。

③ 婚姻していないことを証明する書類

- 戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）や独身証明書を提出してください。
- 外国籍の方は、配偶者がいないことを確認できる書面に日本語の翻訳を添えて提出してください。

④ 本人確認ができるもの

- マイナンバーカード、パスポート、運転免許証、在留カード、官公署が発行した免許証など本人の顔写真が貼付されたものを提出してください。

⑤ 親子関係を証明する書類

- 住民票または戸籍抄本
- ※ファミリーシップ宣誓をする場合のみ

6 証明書の再交付・変更・返還

1 証明書等の再交付

- 証明書の記載事項に変更があった場合、または紛失・き損・汚損した場合は、再交付を申請することができます。
- 記載事項に変更があった場合は、特記事項欄に変更届出日を記載します。
- 紛失以外の理由で再交付を希望される場合は、交付済の証明書等と引き換えに、新しい証明書等を再交付します。

2 届出事項の変更

- 氏名、住所等届出事項を変更した場合は、届出をしてください。

3 証明書等の返還

- パートナーシップを解消した場合、一方が死亡した場合、双方が町外へ転出した場合は、証明書等を返還する必要があります。
- ※一方が、転勤又は親族の疾病その他やむを得ない事情により、一時的に市外へ住所を異動する場合は返還する必要はありません。

7 Q & A

Q 豊山町民でなくても宣誓できますか。

A 宣誓者のどちらか一方が豊山町民であれば、宣誓することができます。

【例】

- ①お2人とも豊山町民である場合
- ②一方が豊山町民であり、もう一方が豊山町に転入を予定している場合
- ③一方が豊山町民であり、もう一方が単身赴任など遠隔地でやむを得ず居住している場合
- ④お2人とも豊山町外に居住しており、双方またはどちらか一方が豊山町に転入を予定している場合
※この場合、宣誓日から3カ月以内に豊山町に転入したことを証明する住民票の写しを提出していただきます。

Q 宣誓に費用はかかりますか。

A 宣誓書の提出や証明書等の発行に費用はかかりません。

ただし、宣誓の際に提出いただく必要書類の発行手数料等は、自己負担となります。

Q 通称名は使用できますか。

A 自身の体と性の心が一致しない、又は違和感をもっていて通称名を使用したい方は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に必要な手続きで通称名を使用することができます。日常的に使用していることを確認するため、通称名の社員証や学生証、通称名で届いた郵便物などをお持ちください。宣誓証明書や証明には、通称名のみ、戸籍上の氏名併記などご希望による表記が可能です。

Q 養子縁組をしていても宣誓できますか。

A 性的少数者の方の中には、民法の定める婚姻ができないことを理由として養子縁組を行う方がいる状況を考慮し、宣誓者同士が養子縁組の関係にある場合でも宣誓することができることとしています。

Q 宣誓の際にプライバシーは守られますか。

A 宣誓の際は、プライバシー保護の観点から個室で対応します。提出いただく書類や書類の記載内容の個人情報は、適切に管理します。

Q 代理人でも宣誓できますか。

A 代理人による宣言はできません。必ずご本人が2人そろって宣誓の手続にお越してください。

Q 証明書等は宣誓からどのくらいで受け取れますか。

A 提出された書類等に不備がなく、宣誓が適当と認められる場合は、宣誓から1週間程度でお受け取りいただけます。

Q 証明書等にはどのような効力や利用方法がありますか。

A 証明書等は、パートナーシップ・ファミリーシップの関係を町が証するものであり、法的な効力はありません。公的な確認書類としての利用は、提出先の状況によります。現在、民間企業でこの証明書等を利用できる制度は少ないですが、利用できる制度が増えるよう、引き続き働きかけを進めていきます。

8 パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、豊山町男女共同参画社会計画の基本理念に基づき、多様性を認め合い、性的少数者の人々を始め誰もが大切なパートナーや家族と共にその人らしく人生を歩んでいける社会の実現を目指すため、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において対等な立場で相互に責任を持って協力することを約束した一方又は双方が性的少数者である2人の関係をいう。
- (2) ファミリーシップ パートナーシップにある者が、パートナーシップにある者の一方又は双方の未成年の子（実子又は養子をいう。以下同じ。）と生計が同一であり、愛情をもってその子を養育すると約束した家族の関係をいう。

(宣誓の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達している者
- (2) 宣誓をしようとする者のいずれか一方が町内に住所を有し、又は町内への転入を予定している者
- (3) 配偶者がいないこと及び他の者とパートナーシップの関係がない者
- (4) パートナーシップにある当事者同士が近親者（直系血族、3親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。）でない者。ただし、宣誓しようとする者同士が養子縁組をしている場合を除く。
- (5) ファミリーシップにあることを宣誓しようとする者は、パートナーシップにある者の一方又は双方の未成年の子と生計が同一であるもの。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、豊山町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出するものとする。

- (1) 双方の住民票の写し（宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。）。ただし、町内への転入を予定している場合にあっては、その事実が確認できる書類（宣誓日

前3か月以内に発行されたものに限る。。

(2) 双方の戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）、独身証明書、婚姻要件具備証明書に日本語訳を付したものの又は現に婚姻をしていないことを証明する書類（いずれも宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。）。

(3) ファミリーシップにあることを宣誓しようとする者にあつては、パートナーシップにある者の一方の子であることを証明する書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項の場合において、当該宣誓をしようとする者の一方又は双方が自ら宣誓書に記入することができないと町長が認めるときは、これを代筆させることができる。

3 町長は、第1項の規定により宣誓書を提出した者が本人であることを確認するために、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めることができる。

(1) 個人番号カード

(2) 旅券

(3) 運転免許証

(4) 在留カード

(5) 前各号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書であつて、宣誓しようとする者本人の顔写真が貼付されたもの

(6) 前各号に掲げるもののほか町長が必要と認める書類

4 前条第2号に規定する町内に転入予定である者は、宣誓をした日から3か月以内に、住民票の写し等町内への転入を証明する書類を町長に提出するものとする。

（通称名の使用）

第5条 宣誓をしようとする者は、性別違和等町長が特に理由があると認める場合は、宣誓書、豊山町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書（様式第2号。以下「証明書」という。）及び豊山町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カード（様式第3号。以下「証明カード」という。）において通称名を使用することができる。

（証明書の交付）

第6条 町長は、第4条第1項の規定により宣誓がなされた場合において、当該宣誓をした者がこの告示における要件を満たしていると認めるときは、当該者に対し、証明書及び証明カードを交付するものとする。

（記載事項の変更及び証明書の再交付）

第7条 前条の規定により証明書及び証明カードの交付を受けた者（以下「宣誓者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、豊山町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓内容記載事項変更届兼証明書等再交付申請書（様式第4号。以下「変更届兼再交付申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

(1) ファミリーシップが解消されたとき。

(2) その他宣誓書の記載事項に変更があったとき。

- (3) 証明書又は証明カードを紛失し、き損し、又は汚損したとき。
- 2 変更届兼再交付申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
 - (1) 第4条第3項各号に掲げるいずれかの書類
 - (2) 前項第2号に該当するときは、変更があった記載事項が確認できる書類
- 3 町長は、変更届兼再交付申請書の提出を受けた場合は、証明書又は証明カードを再交付するものとする。

(証明書の返還)

第8条 宣誓者は、次の各号のいずれかの場合に該当するときは、豊山町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等返還届(様式第5号)に、既に交付を受けた証明書及び証明カードを添えて町長に返還しなければならない。ただし、町長が特に認める場合は、この限りではない。

- (1) 当事者双方の意思によりパートナーシップが解消された場合
- (2) 一方が死亡した場合
- (3) 第3条第2号又は第3号の要件に該当しなくなった場合

(証明書の無効)

第9条 町長は、宣誓者が虚偽その他不正な方法により証明書の交付を受けたこと又は証明書を不正に使用したことが判明したときは、証明書を無効とすることができる。

- 2 町長は、前項の規定により証明書を無効とした場合は、宣誓者に交付した証明書の返還を求めるものとする。
- 3 町長は、必要があると認めるときは、無効とした証明書の交付番号(証明書ごとに付与された番号をいう。)を公表することができる。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年9月1日から施行する。

(表)

様式第1号(第4条関係)

豊山町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書

私たちは、豊山町パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱の規定に基づき、(☐ パートナーシップ ・ ☐ パートナーシップ及びファミリーシップ) にあることを誓い、署名します。

年 月 日

豊山町長

宣 誓 者		
フリガナ		
氏名		
(通称名)		
生年月日	年 月 日	年 月 日
住所		
連絡先		

代 筆 者		
署名		

※ファミリーシップにあることを誓う場合は、生計を同一とする未成年の子の氏名を記載することができます。

未成年の子		
氏名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
氏名		
生年月日	年 月 日	年 月 日

【添付書類】

- (1) 双方の住民票の写し等
- (2) 双方の戸籍抄本等
- (3) 一方の子であることを証明する書類(ファミリーシップの場合)
- (4) 町長が必要と認める書類

(裏)

豊山町パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱の規定に基づくパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をするにあたり、次の確認事項欄記載の内容が事実と相違ないことを確認するとともに同要綱の規定を遵守することを誓います。

該当する□に「レ」を記入してください。

1 年齢要件

☐ 宣誓当日において、双方が民法第4条に規定する成年に達していること。

2 住所要件

☐ いずれか一方が町内に住所を有し、又は町内への転入を予定していること。

3 独身要件

☐ 配偶者がいないこと及び他の者とパートナーシップの関係がないこと。

4 近親要件

☐ パートナーシップにある当事者同士が近親者（直系血族、3親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。）でないこと。ただし、宣誓しようとする者同士が養子縁組をしている場合を除く。

5 子の要件（ファミリーシップにあることを宣誓する場合）

☐ パートナーシップにある者の一方又は双方の未成年の子と生計が同一であること。

様式第2号（その1）（第5条関係）

第 号
年 月 日

豊山町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書

様 様
年 月 日生 年 月 日生

豊山町パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱に基づき、
両名がパートナーシップの関係にあることを証明します。

宣誓日
年 月 日

豊山町長



様式第2号（その2）（第5条関係）

第 号
年 月 日

豊山町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書

様 様
年 月 日生 年 月 日生

様 様
年 月 日生 年 月 日生

様 様
年 月 日生 年 月 日生

豊山町パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱の規定に基づき、皆様がファミリーシップの関係であることを証明します。

宣誓日
年 月 日

豊山町長

印



様式第3号（第5条関係）

（表）

第 号	
年 月 日	
豊山町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カード	
本人	パートナー
様	様
豊山町パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する 要綱の規定に基づき、お二人がパートナーシップの関係に あることを証明します。	
宣誓日	年 月 日
豊山町長	
印	

（裏）

このカードは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓された ことを豊山町が証するものです。法的な効力を有するもので はありませんが、カードの提示を受けられた方は、本趣旨を ご理解いただきますようお願いいたします。 【特記事項】

（表）

第 号	
年 月 日	
豊山町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カード	
本人	パートナー
様	様
豊山町パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する 要綱の規定に基づき、ファミリーシップの関係にあることを 証明します。	
宣誓日	年 月 日
豊山町長	
印	

（裏）

このカードは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓された ことを豊山町が証するものです。法的な効力を有するもので はありませんが、カードの提示を受けられた方は、本趣旨を ご理解いただきますようお願いいたします。 未成年者氏名 【特記事項】

様式第4号（第7条関係）

豊山町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓内容
記載事項変更届兼証明書等再交付申請書

年 月 日

豊山町長

年 月 日付けで交付された豊山町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓
証明書の記載事項変更又は再交付について、豊山町パートナーシップ・ファミリーシップ
の宣誓に関する要綱第7条の規定により申請します。

申 請 者		
フリガナ		
氏名		
(通称名)		
生年月日	年 月 日	年 月 日
住所		
理由	☐ ファミリーシップの解消 ☐ 紛失、き損、汚損 ☐ 氏名の変更 ☐ 住所の変更	
変更前		変更後

代 筆 者		
氏名		

様式第 5 号（第 8 条関係）

豊山町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等返還届

年 月 日

豊山町長

年 月 日付けで交付された豊山町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等について、豊山町パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱第 8 条の規定により返還します。

申 請 者		
フリガナ		
氏名又は 通称名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
住所		
理由	☐ パートナーシップを解消した ☐ 一方が死亡した ☐ 双方が豊山町から転出した ☐ 婚姻又は他の者とパートナーシップを有することとなった	

代 筆 者		
署名		

豊山町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度
ガイドブック

令和４年９月発行

豊山町 企画調整部 企画課 企画・広報グループ

TEL : 0568-28-0913 FAX : 0568-29-1177

EMAIL : kikaku@town.toyoyama.lg.jp